

生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止攻略戦を断固として戦い抜くことに関する 中国共産党中央・国務院意見

2018年6月25日

(2018年6月16日)

中国共産党中央 国務院

生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止攻略戦を断固として戦い抜くことに関する意見

良好な生態環境は、中華民族が持続的発展を図るための内在的なニーズであり、国民福祉を促進するための優先分野である。習近平新時代の中国特色のある社会主義思想及び第十九回党大会の精神を深く学び、徹底的に実行し、「小康社会」（ややゆとりのある社会）建設を全面的に完成し、生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止攻略戦を戦い抜き、生態文明の向上を図り、美しい中国を実現するために、以下の意見を打ち出す。

一、生態環境保護が直面する状況に対する十分な理解

第十八回党大会以来、習近平同志を中心とする党中央は、生態文明建設を「五位一体」の全体配置の一元的な推進及び「4つの全面」の戦略配置の調和的な推進に関する重要な内容として、一連の根本的、長期的、刷新的な業務を計画し、生態文明建設と生態環境保護の実践から認識までの全局に関わる歴史的変化を推進した。各地域・各部門は、党中央・国務院が下した決定を真剣に徹底的に実行し、生態文明建設と生態環境保護の体系作りを加速し、資源を全面的に節約し、効果的に推進し、大気・水・土壌の汚染防止行動計画を実施した。生態系の保護及び修復に関する重要プロジェクトは順調に進められ、原子力・放射性安全は効果的に保証され、生態文明建設の効果は顕著に現れ、美しい中国の実現は重要な一歩を踏み出した。我が国は、一員として世界における生態文明建設に関わり、貢献し、リード的な存在となった。

それと同時に、我が国の生態文明建設と生態環境保護は、多くの困難とチャレンジにも直面しており、まだ不十分である。一部の地域と部門は、生態環境保護に対する認識が不十分であり、責任の所在も明確ではない。経済社会の発展と生態環境保護の間に、矛盾が依然として目立っており、すでに資源や環境の負荷限界に達し、あるいは近づいた。都市と農村地域を統括した全体計画は不十分であり、既存の環境問題に新たな問題も加わり、地域的、構造的、配置上の環境リスクが目立ち、重度な汚染天気、悪臭水域、ゴミに包囲されている都市、生態系破壊などの問題は度々発生している。これらの問題は、国民の懸

念と苦痛となり、経済社会の持続可能な発展を制約するボトルネックとなり、「小康社会」の全面的な実現にとって明らかに障害となっている。

新しい時代に入り、国民の日増しに高まる良好な生活へのニーズと、アンバランスかつ不十分な発展の間の矛盾を解決するために、生態環境保護に対する新たな要請は多く出された。現在、生態文明建設は多くのプレッシャを背負い、重責を担いながら前進する重要な時期にあり、国民の日増しに高まる美しい生態環境へのニーズを満足させるために良質な生態製品をより多く提供しなければならない砲壘攻略の時期に入ったと同時に、深刻な生態環境問題を解決するための条件と能力がすでに揃った、対策実施の良い時期にもに入った。一層力を入れ、対策の実施を加速し、迅速に攻略行動を展開し、歴史に残るような重要な戦役を戦い抜き、国民のために良好な生産・生活環境を作り出さなければならない。

二、習近平の生態文明思想の徹底的な実行

習近平総書記は、中華民族の伝統的文化を継承し、時代と国民の意向に沿って中国特色のある社会主義の堅持・発展及び中華民族の偉大なる復興を成し遂げる中国の夢の実現という戦略的な高みに立ち、生態文明建設の目的やビジョン、実現方法など重要な理論及び実践的な問題の答えを真剣に見つけ出し、体系的に習近平生態文明思想を形成させたため、生態文明建設と生態環境保護が歴史的な成果を勝ち取り、歴史的な変革を遂げるために力強く指導している。

生態系が良くなれば、文明も振興できるという考え方の堅持。生態文明建設は、中華民族の持続的発展にかかわる根本的な大計である。功績は現在にあり、便益は未来に続く。国民の福祉や民族の未来にかかわっている。

人間と自然の調和の取れた共存の堅持。自然界の保護は、人類の保護そのものである。生態文明建設は、すなわち人類に福をもたらすことである。自然界の摂理を尊重し、これに順応して自然を保全しなければならない。目を保護するように生態環境を保護し、命を大事にするように生態環境を大事に扱い、人間と自然の調和の取れた近代化建設の新しい構造の形成を推進し、静かで調和の取れた美しい自然を取り戻さなければならない。

「澄んだ水と青い山こそ金山銀山である」という考え方の堅持。きれいな山や水は自然の恵み、環境財産であると同時に社会財産、経済財産でもある。生態環境の保護は、生産力の保護であり、生態環境の改善は生産力を高めることである。グリーン発展の理念を堅持し、徹底的に実行し、バランス良く発展と保護の関係を処理し、グリーン発展・生活スタイルの形成を推進し、生産の向上を図り、生活を豊かにし、良好な生態系を保つという文明発展の道を断固として歩まなければならない。

良好な生態環境はすべての人々に利益をもたらす国民福祉である考え方の堅持。生態文明建設は、一人一人と密接な関係がある。環境は民生であり、青い山は美そのものである。青い空も幸せである。国民第一という考え方を堅持し、国民の健康を損なうような深刻な環境問題を重点的に解決し、より多くの良質な生態製品を提供しなければならない。

山・水・林・畑・湖・草が生命共同体であるという考え方の堅持。生態環境は一体となった有機集合体である。システム・エンジニアリングの考え方にに基づき、生態環境ガバナンス体系を構築し、環境の容量と生態空間の拡大に力をいれ、全方位、全地域、全過程において生態環境保護に取り組まなければならない。

最も厳格な制度、最も厳密な法律に基づいた生態環境保護の堅持。生態環境保護は、制度や法治に依拠しなければならない。所有権が明確で、多方面が参加し、奨励と規制の両方を併用し、システムが完備した生態文明の制度体系を構築し、制度を拘束性のあるもの、かつ触れてはならない「高圧線」にしなければならない。

麗しい中国の建設という全国民運動の堅持。麗しい中国は、全国民が共に参加して取り組み、共有する事業である。生態文明に関する宣伝教育を強化し、生態文明に関する価値観及び行動基準をしっかりと確立し、麗しい中国の建設を全国民の自主的な行動に化さなければならない。

全世界と共に生態文明建設に取り組むことの堅持。生態文明建設は、人類運命共同体の構築に関わる重要な内容である。同じ船に乗ったように共に努力し、自然が尊いものとして敬われ、グリーン化発展が実現する生態体系を構築し、全世界の生態環境ガバナンスを推進し、きれいで美しい世界を作り上げなければならない。

習近平の生態文明思想は、麗しい中国の建設を推進し、人類と自然が調和的關係を保ち、共存するような近代化を実現するために、方向性と基本的な方針を示している。しっかりとそれを認識し、実践し、業務を推進していかなければならない。幹部への「4つの意識」に関する教育を強化し、正しい政治業績観を樹立し、生態文明建設に関する重要な計画と任務を確実に実行し、良好な生態環境を国民が幸せに暮らすための成長ポイントにし、経済社会が持続的かつ健全な発展を成し遂げるサポートポイントにし、我が国の良好なイメージ作りの発力ポイントにしなければならない。

三、党による生態環境保護への指導の全面的な強化

生態環境保護を強化し、汚染対策をしっかりと講じることは、党と国の重要な方針である。各レベルの党委員会と政府は、生態文明建設と生態環境保護の全体設計と指導を強化し、重大な問題に関する調整処理を一元的に行い、各地域や部門が党中央及び国務院の重要な政策措置を確実に実行するように指導・推進・督促する必要がある。

1. 党と政府の主体的責任の明確化。幹部の生態文明建設に対する責任制を徹底的に実施し、「党政の同一責任、1つのポストに2つの責任」を厳格に実行する。地方各レベルの党委員会と政府は、生態文明建設と生態環境保護に対する政治的な責任をしっかりと担い、所轄行政区域における生態環境保護業務と生態環境質に対して総責任を負わなければならない。主要な責任者は、所轄行政区域における生態環境保護を担当する第一責任者であり、少なくとも四半期に1回、生態環境保護業務を検討しなければならない。他の関連幹部は、それぞれの職責範囲内に相応の責任を負う。各地は責任リストを作成し、業務を

各関連部門に割振る必要がある。党中央と国の関連部門による生態環境保護に関する責任リストを迅速に作成すべきである。各関連部門は生態環境保護の職責をしっかりと果たし、生態環境保護に関する年度業務計画及び措置を策定する必要がある。各地域や部門は、実施状況を毎年党中央と国務院に報告する。

環境保護に対する監督査察メカニズムの整備。中央及び省レベルの環境保護査察体制を一層整備し、環境保護査察に関する業務規定を作成し、深刻な生態環境問題の解決、生態環境質の改善、高品質の発展の促進に力を入れ、生態文明建設と生態環境保護に関する政治的責任をはっきりさせ、環境保護査察を深化させる。査察、処理移譲、巡回検査、喚問、特別査察のメカニズムを一層整備し、重点区域・分野・業界に対する特別査察を実施する。

2. 考査や責任追及の強化。省（自治区、直轄市）の党委員会、人民代表大会、政府及び中央と国家機関関係部門の汚染防止攻略戦の成果に対する考査方法を制定し、生態環境保護に関する立法、法執行状況、年度業務目標の達成状況、生態環境質の状況、資金の投入・使用状況、公衆の満足度などについて考査を行う。各地はそれを参照しながら、考査の実施細則を作成する。幹部が離任する際に、自然資源資産に関する監査を行う。考査結果は、幹部組織と幹部に対する総合評価、賞罰・任免の重要な根拠とされる。

責任追及の厳格化。省（自治区、直轄市）の党委員会、政府及び生態環境保護に責任を負う中央と国家機関関係部門が、党中央、国務院が下した決定を徹底的に実行しない、生態文明建設と生態環境保護の責任制をしっかりと行わない、汚染防止攻略戦の任務実行が大幅に遅れた、区域の生態環境問題が深刻である場合は、主要責任者を呼びつけて面談すると同時に、党中央や国務院に対して深く反省するように指導する。年度目標を達成していない、考査に不合格な市、県、党と政府の主要責任者及び関連幹部はあらゆる表彰の対象にされてはならない。深刻な生態環境破壊に責任がある幹部には、重要な職務への抜擢や転任があってはならない。生態環境を顧みずに盲目的な意志決定を行った、法律や規則に違反して開発利用計画や建設プロジェクトを承認したことにより、生態環境質が悪化し、生態が著しく破壊された場合、生態環境事件が多発し、対応が不十分であり、社会的な反響が極めて強い場合、生態環境保護の責任を果たさず、責任を転嫁し、課題を完了していない場合は、法律・規則に基づいて責任を厳しく追及し、一生その責任を問う。

四、総体目標及び基本的原則

1. 総体目標。2020年までに、生態環境質は全体的に改善され、主要汚染物質の排出総量は大幅に減少し、環境リスクは効果的に制御され、生態環境保護の水準は小康社会の実現目標に見合うようになる。

具体的な指標として、全国では、微小粒子状物質（PM2.5）が基準値に達していない地区レベル以上の都市の濃度は2015年比18%以上低下する。地区レベル以上の都市の大気質優良日数の割合は80%以上に達する。全国地表水におけるⅠ～Ⅲ類水域の割合は70%以上に達し、劣Ⅴ類水域の割合は5%以内に抑えられる。近海域の水質優良（一、二類）の割合は約70%に達する。二酸化硫黄や窒素酸化物の排出量は2015年比15%以上低下する。化学的酸素要求量、アン

モニア態窒素の排出量は10%以上低下する。汚染された耕地の安全利用率は約90%に達する。汚染土地の安全利用率は90%以上に達する。生態保護レッドラインの面積の割合は約25%に達し、森林被覆率は23.04%以上に達する。

生態文明体系の構築加速によって、2035年までに資源節約と生態環境保護の空間構造、産業構造、生産様式、ライフスタイルが全体的に形成することを確保し、生態環境質は抜本的に好転し、美しい中国という目標はほぼ実現する。本世紀半ばには、生態文明の全面的なレベルアップ、生態環境分野における国のガバナンス体系及びガバナンス能力の近代化を実現する。

2. 基本的原則

——保護優先の堅持。生態保護レッドライン、環境質の最低ライン、資源利用の上限ラインを厳守し、サプライサイドの構造改革を強化し、グリーンな発展・生活スタイルを形成推進し、生産が発展し、生活が豊かになり、生態が良好に保たれる文明的な発展の道を確認として歩んで行く。

——問題指向の強化。生態環境質の改善を核心とし、流域、区域、業界の特徴に対し、問題に焦点を当て、問題の種類別に取り組み、精確な施策を実施し、絶えず新たな成果を挙げ、国民により多くの獲得感を感じてもらう。

——改革とイノベーションの優先。生態環境保護に関する体制やメカニズムの改革を強化し、一元的に計画し、システムの的に企画し、協調を強化し、力を統合し、区域間協力を推進し、上級政府と同級政府の両方の指導を結合し、環境基準を厳格化し、経済政策を一層整備し、科学技術による支援と能力の保障を強化し、生態環境ガバナンスのシステム化、一体化、協同化を高める。

——法律に基づいた監督管理の重視。生態環境保護に関する法令体系を一層整備し、生態環境保護の行政法執行と刑事司法との連携体制を整え、法律に基づいて生態環境関連法への違反行為を厳罰する。

——全国民参加の推進。政府、企業、公衆はそれぞれの役割を果たし、力を合わせる。政府は主導的な役割を積極的に果たし、企業は自ら環境対策の主体的責任を担い、公衆は自主的にグリーンな生活を実践する。

五、グリーンな発展・生活スタイルの形成推進

節約を優先し、発生源での管理と規制を強化し、発展様式の転換を図り、新興産業を育成し、伝統産業のインテリジェンス化、クリーン化改造を推進し、省エネ・環境保護企業の発展を促進し、エネルギーと資源の節約を全面的に行い、質の高い経済発展とハイレベルの生態環境保護を同時に推進していく。

1. 経済のグリーン低炭素循環型発展の促進。重点区域、重点流域、重点業界と産業配置に対して計画時の環境影響評価を行い、生態環境の機能区分に適合しない産業の配置、規模及び構造の最適化を図る。重点流域、重点区域における環境リスクのあるプロジェクトを厳しく制限する。国レベルの新区、工業園区、ハイテク区などに対して、集中的に整理改善を行い、期限を設けて基準達成のための改造を実施する。都市市街地、重点流域における重度汚染企業及び危険化学品企業の移転・改造を加速し、2018年末までに、関連都市の政府は、このための計画を作成し、社会に公表する。伝統産業の最適化・高度化を促進し、グリーン産業チェーン体制を構築する。余剰生産能力の解消を継続的に実

施し、鉄鋼、セメント、電解アルミ、板ガラスなどの業界における生産能力の新規増加を厳禁する。確かに新規増加が必要な場合は、等量あるいは減量置換を行わなければならない。危険化学品製造企業の移転改造プロジェクトを加速し、推進する。汚染物質の排出基準を引き上げ、鉄鋼など重点業界における立ち後れた生産能力の淘汰を強化する。各地が立ち後れた生産能力に対して対象範囲がより広く、基準がさらに厳しい淘汰政策を策定することを奨励する。市場指向のグリーン技術イノベーション体系を構築し、製品の全ライフサイクルにおけるグリーン管理を強化する。省エネ・環境保護産業、クリーナープロダクション産業、クリーンエネルギー産業の発展に力を入れ、科学技術のイノベーションによる牽引を強化し、グリーン消費を導き、省エネ、環境保護、資源の循環利用などグリーン産業の技術装備レベルの向上に取り組み、中心的な企業を多数育てる。省エネや環境サービス業の発展に力を入れ、契約型エネルギー管理・節水管理を推進し、区域環境委託管理サービスなど新たなモデルを積極的に模索する。新業態の発展やモデルのイノベーションを奨励する。エネルギー、冶金、建材、非鉄金属、化学、電気メッキ、製紙、染色、農産物・副産物の食品加工など業界において、クリーナープロダクション対応改造あるいはクリーン化改造を全面的に推進する。

2. エネルギー・資源節約の全面的な推進。エネルギーや水資源の消費、建設用地などに関する総量と原単位両方の抑制管理行動を強化し、最も厳しい耕地保護、用地の節約及び水資源の管理制度を実行する。国レベルの節水活動を実施し、水道料金制定メカニズムを構築し、節水型社会と節水型都市の建設を推進する。2020年までに、全国の合計水使用量を6,700億立方メートル以内に抑える。エネルギーや水、土地、材料、鉱物の節約に関する基準体系を一層整備し、重点業界と企業のエネルギー、材料の消費量を大幅に減らし、拡大生産者責任制度を推し進め、生産システムと生活システムの循環とリンクを実現する。新築建築物のグリーン建材利用を奨励し、プレハブ式建築の発展に力を入れ、新築のグリーン建築物の割合を引き上げる。北部の暖房地域を中心に、既存居住用建築物の省エネ改造を推進する。気候変動に積極的に対応し、2020年温室効果ガス排出削減行動目標を達成するために、強力な措置を講じる。全国二酸化炭素排出権取引所の整備をしっかりと推し進め、低炭素パイロット事業を統一的に実施し、深化させる。

3. 公衆をグリーンな生活への導き。生態文明に関する宣伝教育を強化し、シンプルで適度な、グリーン低炭素型ライフスタイルを提唱し、贅沢や無駄使い、非合理的な消費に反対する。グリーン家庭、グリーン学校、グリーン・コミュニティ、グリーン商店、グリーン・レストランなどをつくる活動を実施する。グリーン消費を推進し、宅配業、シェア経済など新業態の規範基準を整備し、環境ラベル製品、オーガニック製品などグリーン製品を普及する。グリーン居住を推奨し、水と電気の節約を行い、夏季の冷房と冬季の暖房の室内温度を合理的に制御する。公共交通を力強く推進し、自転車や徒歩などグリーンな出かけスタイルを奨励する。

六、青空保護戦に断固として勝利する

青空保護戦に勝利するための三年活動計画を策定し、実施する。北京・天津・河北及びその周辺、長江デルタ、汾渭平原など重要地域を主戦場とし、産業構造、エネルギー構造、輸送構造、土地使用構造の最適化を図り、区域が合同で対策を講じ、重度汚染天気に対応し、PM2.5濃度をさらに顕著に低下させ、重度汚染天気の日数を明らかに減らし、大気質の顕著な改善に努め、国民の青空幸福感を著しく向上させる。

1. 工業企業の大気汚染総合対策の強化。「散・乱・汚」企業及びそのクラスターを全面的に整理改善し、徹底した調査及びリスト式、台帳式、グリッド式の管理を実施し、種類別に操業停止・閉鎖、統合移転、整理改善・高度化改造などの措置を講じる。北京・天津・河北及びその周辺部は2018年末までに完了する。ほかの重点区域は2019年末までに完了する。用地や工商手続きに不備があり、かつ改造による基準達成が難しい企業は断固して操業停止、閉鎖を命じる。改造によって基準を達成できる企業は期限内に改造を行う。期限を超える場合は、法律に基づいて例外なく操業停止、閉鎖を命じる。工業企業の無組織排出管理を強化し、揮発性有機化合物の排出に対する総合対策を推進し、アンモニアの大気中排出に対する規制を試験的に実施する。2020年までに、揮発性有機化合物の排出総量は、2015年比10%以上低下する。重点区域及び大気汚染が深刻な都市では、鉄鋼、鋳造、コークス製造、建材、電解アルミなどの生産能力の削減を強化し、大気汚染物質の特別規制値を設ける。高排出、汚染状況が深刻な石炭火力発電ユニットの淘汰を強化し、重点区域ではそのプロセスを加速させる。2020年までに、改造条件が整った石炭火力発電所はすべて、超低排出基準対応改造を完了する。重点区域において、改造条件が整っていないが、汚染状況が深刻な石炭火力発電所に対し次第に操業停止・閉鎖を命じる。鉄鋼などの業界における超低排出基準対応改造を推進する。

2. 生活用石炭対策及び石炭消費の減量代替の促進。クリーンエネルギーの利用を増やし、クリーンエネルギーの利用・受入ルートを拡大し、再生可能エネルギーの発電量に対する保証的全量買取政策を実施する。原子力発電を安全に、効果的に発展する。クリーン、低炭素エネルギー発電の優先的な系統連系を推進する。重点送電ルートの建設を加速し、重点区域における外部からの送電を受け入れる割合を引き上げる。実情に応じ、北方地域における冬季クリーン暖房五ヵ年計画の実施を加速する。余熱や浅層地熱などクリーンエネルギーの暖房への利用を奨励する。コールベッドメタン(CBM、炭坑ガス)の総合利用を強化し、バイオ天然ガスプロジェクトを実施する。2020年までに、北京・天津・河北及びその周辺部、汾渭平原の平野地域では、生活や冬季暖房に使われる切込炭の代替を完了する。北京、天津、河北、山東、河南及び珠江デルタにおける石炭の総消費量はいずれも2015年比約10%低下する。上海、江蘇、浙江、安徽及び汾渭平原における石炭の総消費量はいずれも約5%低下する。重点区域では、1時間当たり35換算蒸気トン以下の石炭ボイラーを基本的に淘汰する。クリーンで高効率な石炭ボイラーを普及する。

3. ディーゼル貨物車の汚染対策行動を完遂すること。ディーゼル貨物車の基準超過排出に対する取締りを突破口とし、燃料、道路、車両に対する対策及び自動車・船舶の汚染防止を統括的に実施する。基準不適合車両の製造販売や、

排出検査機関の不正などの違法行為を厳しく取り締まる。老朽車両の淘汰を加速し、クリーンエネルギー自動車・船舶の普及を奨励する。「天・地・車・人」が一体化した自動車排出モニタリングシステムを構築し、リモートセンシングによる自動車モニタリング・ネットワークを一層整備する。鉄鋼、電力、電解アルミ、コークス製造などの重点企業及び工業園區の貨物の道路輸送から鉄道輸送への転換を推進する。重点区域における大口貨物の鉄道・水路輸送の割合を著しく引き上げ、コンテナの鉄道輸送を利用できる沿海港湾の割合を引き上げる。重点区域では、自動車の国 VI 排出基準を期限前倒しで実施し、船舶及びオフロード車の排ガス基準を厳格に実施する。老朽化した船舶、産業機械及び農業機械の淘汰を奨励する。珠江デルタ、長江デルタ、環渤海北京・天津・河北水域の船舶排出制限区管理政策を実行し、全国主要港湾や排出制限区に寄港する船舶は陸上電源を優先的に使用する。2020年までに、長江幹線、西江水上輸送幹線、京杭大運河の水上サービスエリア及び停泊地では、寄港船舶のための陸上電源の供給能力を備える。2019年1月1日から、全国では国 VI 基準に適合する車用ガソリン・軽油を供給し、重点区域では前倒し供給を目指す。車用軽油、普通軽油及び一部船舶用燃料の基準の統合を早期に実現する。内水船舶及び河川と海上の直行輸送船舶は、硫黄含有量が 10gm/kg 以下の軽油を使用しなければならない。基準に適合しない自動車（船舶）用燃料の製造、販売、使用を厳しく取締り、違法ガソリンスタンドを徹底的に排除する。

4. 国土の緑化及び飛散粉塵規制の強化。露天掘り鉱山の総合整備対策を積極的に講じ、環境の修復と緑化を加速する。大規模な国土緑化活動を実施し、北部における防砂地帯の整備を強化し、京津の黄砂発生源対策や重点保全林プロジェクトを実施し、森林や草の被覆率を増やす。都市部機能の分散移転、更新および調整を行う際に、立ち退いた後の更地でまだ将来の用途が定まっていないものはまず緑地として利用する。都市道路及び都市内の工事現場などにおける粉塵規制を実施する。

5. 重度の汚染天気への効果的な対応。重点区域では連携して対策を講じ、警報の区分基準、情報の発布及び緊急時対応を統一して行い、応急的排出量削減措置を繰り上げて講じ、区域連携による緊急時対応を実施し、効果的に汚染度を下げる。緊急時対応計画を策定し、政府、各部門及び企業の緊急時対応の責任を明確にし、重度汚染期間中の規制措置と汚染源の排出削減リストを科学的に確定する。住民が重度汚染天気時に健康を守るように指導する。予測予報警報体系を構築し、2018年末までに、国レベルの大気質予報能力をさらに引き上げ、区域予報センターは7～10日間、省レベルの予報センターは7日間の大気質予報能力を備え、かつ所轄の市の状況まで予報する。重点区域での暖房季節では、鉄鋼、コークス製造、建材、鋳造、電解アルミ、化学など重点業界の企業は、ピークシフト生産を実施する。重度汚染期間中に、鉄鋼、コークス製造、非鉄金属、電力、化学など大量の原材料及び製品の輸送に関わる重点企業は、ピークシフト輸送を実施する。都市建設の工事現場では、飛散粉塵管理規制を強化し、道路の機械清掃を強化する。農作物の残茎などの野外焼却は法律に基づいて厳しく禁止し、残茎の総合利用を全面的に推進する。2020年までに、地区レベル以上の都市の重度汚染日数は2015年比で25%減少する。

七、水保護戦を戦い抜く

水質汚染防止行動計画を確実に実施し、河長・湖長制度をしっかりと推進し、汚染物質の排出削減及び生態容量の拡大という両輪を回し、工業、農業、生活汚染源及び水生生態システムの整備対策実施を加速し、飲用水の安全を確保し、都市の悪臭水域を取り除き、重度汚染水域及び基準を満たさない水域を減らす。

1. 水源地対策について。水源水、浄水場の処理水、配管網の水、末端の水の全プロセスに対する管理を強化する。集中式飲用水水源保護区を定め、基準化整備を推進する。「南水北調」の水源地及び沿線の生態環境保護を強化する。地下水の汚染防止を強化する。県レベル以上の都市における水源保護区内の法的違反問題に対する全面的な調査、対処を行い、長江経済ベルト地域は2018年末までに、ほかの地域は2019年末までに完了する。単一水源からの給水を受ける地区レベル以上の都市では、緊急用水源あるいはバックアップ用水源を整備すべきである。集中式飲用水の水源、水供給機関の供水及び使用側の蛇口での水質状況を定期的にモニタリング（検査）し、評価を行う。県レベル以上の都市は少なくとも四半期ごとにその結果を社会に公表する。

2. 都市悪臭水域攻略戦を戦い抜く。都市や町の污水处理に関わる「品質と効率の向上」三ヵ年活動を実施し、都市や町の污水収集・処理施設の弱点を迅速に補い、全地域における污水管網の整備、全污水の収集・処理の早期実現を目指す。污水处理費に関する政策を改善し、各地は規定に基づいて污水处理費の徴収基準の調整を加速し、原則として、污水处理と汚泥処分施設が正常に運営でき、かつ合理的な利益を得られるように補償すべきである。中西部地域に対し、中央財政から妥当な支援を与える。都市での初期雨水収集処理施設の整備を強化し、都市面源汚染を効果的に減らす。2020年までに、地区レベル以上の都市の市街地では、悪臭水域が90%以上減少する。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域の都市が早急に悪臭水域を全面的になくすことを奨励する。

3. 長江の保護修復攻略戦を戦い抜く。長江流域における生態リスク及び環境リスクに関する調査や評価を行い、高リスク地域を定め、生態環境リスクの予防措置を厳しく講じる。長江経済ベルト地域における産業配置及び規模の最適化を図り、汚染型産業や企業の上中流地域への移転を厳禁する。河川や湖へ流入する排出口及び基準に適合しない水域に対する徹底的な調査・整備を実施する。市、県レベルの政府は基準不適合な水域に対し、期限付きの基準達成計画を作成し実施する。2020年までに、長江流域では劣Ⅴ類の水域を基本的になくす。船舶や港湾の汚染防止対策を強化し、既存の船舶は2020年までに基準達成のための改造をすべて完了する。港湾や造船場・修理場の環境衛生施設、污水处理施設を都市施設整備計画に盛り込む。河川や湖沼沿いの生態保護を強化し、湿地などの水の生態系を修復し、地域の実情に応じて人工湿地水質浄化プロジェクトを実施する。長江流域の上中流におけるダムのコ管理を行い、主流、主要支流及び湖沼の基本的な生態用水を確保する。

4. 渤海総合対策攻略戦を戦い抜く。渤海海域にある渤海湾、遼東湾、莱州湾、遼河口、黄河口などを中心に、河口での湾岸総合対策を推進する。海に流

れ込む汚染源の整備対策を全面的に講じ、海へ流入する汚染物質排出口の基準化を図り、違法な排出口をすべて撤去する。海水養殖などによる洋上汚染を厳しく規制し、海洋ごみの防止と撤去を推進する。渤海において、率先して主要な汚染物質流入量の総量規制制度を実施し、陸海汚染合同対策を強化し、海に流れ込む河川の対策や規制を強化する。干拓・埋め立て及び海岸線開発に対して最も厳しい規制を実施し、海洋空間の利用活動を統括する。渤海では、新規の干拓・埋め立てプロジェクトの許認可を禁止し、国の産業政策に適合するプロジェクトを導入して既存の干拓・埋立地を消化する。許可されたが、まだ着工していないプロジェクトは、法律に基づいて新たに評価、整理する必要がある。

5. 農業・農村汚染防止攻略戦を戦い抜く。美しく、住みやすい村落を整備するという方向に向け、農村居住環境の改善活動を継続的に行い、全国のすべての行政村をカバーする環境の改善を実現する。2020年までに、農村居住環境は明らかに改善され、村落の環境は概ねきれいで清潔になり、秩序も良くなる。東部や中西部の都市近郊など、基礎があり、条件が整っている地域では、居住環境の質が全面的に向上し、長期的かつ有効な維持管理メカニズムがほぼ確立される。中西部において、比較的基礎があり、基本的な条件が整っている地域では、村落生活ごみの約90%が処理され、水洗トイレ普及率が約85%に達し、恣意的な生活污水の排出が管理されるようになる。化学肥料や農薬の使用量を減らし、化学肥料・農薬など農業原材料の品質基準を制改正し、厳しく実施する。毒性やリスクの高い農薬の使用を厳しく規制する。化学肥料の代わりに有機堆肥、化学的対策の代わりにバイオ的な病虫害対策や、廃棄農業用ビニールの回収を推進し、使用済み農業用ビニールと包装廃棄物などのリサイクル制度を一層整備する。2020年までに、化学肥料や農薬の使用量のゼロ増加を実現する。耕畜連携を堅持し、近くで、その場で畜産廃棄物を処理、利用する。水産養殖を合理的に配置し、健全な水産養殖をさらに推進し、重点河川・湖沼・ダム及び近海域における生態環境破壊をもたらす養殖方式の総合的改善・整備を実施する。2020年までに、全国における畜産糞尿総合利用率を75%以上に、大規模飼育場の畜産糞尿処理施設の設置率を95%以上にする。

八、土壌汚染防止保護戦を戦い抜く

土壌汚染防止に関する行動計画を全面的に実施し、重点区域、業界及び汚染物質に焦点を当てて、農業用地及び都市建設用地の土壌環境リスクを効果的に管理・抑制する。

1. 土壌汚染の抑制及び修復の強化。耕地に対する土壌環境の区分管理を強化する。重度の汚染耕地を厳しく管理し、そこでの食用農産物の栽培を厳しく禁止する。耕地の土壌環境対策・保護に関する大規模なプロジェクトを実施し、重点区域において、重金属業界に関わる悉皆調査と改善措置を実施する。2018年末までに、農用地の土壌汚染状況に関する詳細な調査を完了する。2020年末までに、耕地の土壌環境質の分類リストの作成を完成する。建設用地の土壌汚染リスク管理・修復名録を作成する。その名録に掲載された、改善措置や修復が完了していない土地は、住宅、公共管理、公共サービスの用地として利用さ

れてはならない。土壌の汚染サイトに対する連携監督管理メカニズムを構築し、建設用地の土壌環境管理要求事項を用地計画、土地の供給管理に盛り込み、土地利用を厳しく制限し、暫く開発予定のない汚染サイトのリスク管理を強化する。2020年末までに、重点業界や企業の土地に対する土壌汚染状況調査を完了する。土壌汚染が深刻な重点業界や企業の移転改造中における撤去作業に対する環境モニタリングを厳格に実施する。

2. ごみの分別処理の加速推進。2020年までに、すべての都市や町は生活ごみを分別処理する能力を有し、非正規なごみ捨て場の整理改善はほぼ完了する。直轄市、計画単列市、省都及び第一陣のごみ分別処理モデル事業対象都市は、生活ごみの分別処理システムの構築をほぼ完了する。ごみの資源化利用を推進し、ごみ焼却による発電の発展に力を入れる。農村では、その場におけるごみの分別、資源化利用及び処理を推進し、農村有機廃棄物の収集、転換、利用ネットワークを構築する。

3. 固形廃棄物の汚染防止対策の強化。外国ごみの輸入を全面的に禁止し、密輸入を厳しく取締り、固形廃棄物輸入の種類と数量を大幅に減らす。2020年末までに、固形廃棄物のゼロ輸入をほぼ実現する。「廃棄物ゼロ都市」パイロット事業を実施し、固形廃棄物の資源化利用を推進する。重点工業業種における有害廃棄物の発生、保管、利用、処分状況を調査、評価する。有害廃棄物の取扱許可、移動などの管理制度を一層整備し、情報化監督管理体系を構築し、有害廃棄物の処理・処分能力を向上させ、全過程に対する監督管理を実施する。有害廃棄物の違法な越境移動、投棄など犯罪行為を厳しく取り締まる。長江経済ベルト地域における固形廃棄物に対する大規模な調査活動を力強く推進する。生態環境における有毒有害化学品のリスク状況を評価し、リスクの高い化学品の生産、使用、輸出入を厳しく制限し、次第に淘汰、代替していく。

九、生態保護と修復の加速

自然の力による回復を堅持し、全国の生態保護と修復を一元的に実施し、生態保護レッドラインを全面的に画定し、厳しく遵守し、生態系の質と安全性の向上を図る。

1. 生態保護レッドラインの確定と厳守。守るべきものをできるだけ守り、画定すべきものをできるだけ画定するという原則に基づき、生態機能の重要地域、生態環境の敏感・脆弱地域を生態保護レッドラインに盛り込む。2020年までに、全国における生態保護レッドラインの画定、境界線の決定、標識の設置を完了し、全国における生態保護レッドラインを網羅する「一枚の地図」を作成し、一本のレッドラインによる重要な生態空間の管理を実現する。生態保護レッドラインの管理方法や、保護修復計画を作成、実施し、国の生態保護レッドライン監督管理プラットフォームを構築し、生態保護レッドライン・モニタリング早期警報及び評価を実施する。

2. 生態系の破壊行為の断固たる取締り。2018年末までに、県レベル以上の地方政府は、生態空間の違法占拠、自然遺跡の破壊行為などを徹底的に調査し、処理と修復計画を作成し、社会に公開する。危険な尾鉱廃棄場及び1キロ以内に住民や重要施設がある尾鉱廃棄場の特別改善対策を実施する。「グリーンシ

ールド」自然保護区に対する監督検査特別行動を継続的に実施し、各種の違反行為を厳しく取締り、期限付きの改善と修復を行う。

3. 国立公園を主体とする自然保護地体系の構築。2020年までに、全国自然保護区の範囲・境界線検証、承認及び標識の設置を完了し、一連の国立公園を統合設置し、自然保護地に関する法律法規や管理制度は概ね確立する。生態が著しく退化した地区に対し、閉鎖措置を講じ、着実に耕地を森林に戻し、牧場を草原に戻し、輪作・休耕に関する試行事業を拡大し、草原における放牧禁止・休止及び草と家畜のバランス重視の制度を全面的に推進する。法律法規に基づいて自然保護地内にある鉱業権の合理的な退出問題を解決する。天然林を全面的に保護し、砂漠化、石漠化、土壌流失の総合改善対策を推進し、湿地の保護と復元を強化する。漁業の休止や禁止管理を強化し、長江や渤海など重点水域における捕獲禁止・制限を推進し、海洋牧場の建設を強化し、漁業資源の増殖・放流を強化する。耕地・草原・森林・河川・湖沼・海洋の「休養休息」を推進する。

十、生態環境ガバナンス体系の改革と改善

生態環境保護管理体制の改革を強化し、生態環境の管理制度を一層整備し、生態環境ガバナンス体系の構築を加速し、保障措置を改善し、システム性と健全性を高め、ガバナンス能力を大幅に向上させる。

1. 生態環境の監督管理体系のさらなる整備。分散した生態環境保護の職責を統合し、生態保護・修復と汚染の防止・処理に対する一元的な監督管理を強化し、生態環境保護の指導と管理体制や、奨励と規制両方重視の制度体系、政府・企業・公衆の協同実施体制を構築する。省レベル以下の生態環境機関によるモニタリング・査察など法執行の垂直管理制度改革を完了し、総合的法執行人員、特に末端人員の能力向上を推進する。農村の環境改善対策体制を一層整備する。区域・流域・海域における生態環境管理体制を一層改善し、広域環境保護機関試行事業を推進し、流域環境監督管理・法執行機関の設置を加速し、海域ごとに監督管理機関を設置する。独立し、権威のある、効率的な生態環境モニタリング体系を設置し、天地が一体化した生態環境モニタリング・ネットワークを構築し、国と区域による生態環境質に関する予報警報及び精度管理を実現し、生態環境質に対するモニタリング権限を適切に上部に収める要求事項に基づいて関連業務の実施を加速する。省レベルの党委員会及び政府は、生態保護レッドライン、環境質の最低ライン、資源利用の上限ラインの画定を加速し、生態環境参入リストを制定し、地方の立法、政策策定、計画作成、法執行・規制において、融通を利かせたり、基準を下げたりしてはならない。適合しない、かみ合わない、適応しないものは、2020年末までに調整を完了する。生態環境の一元的な監督管理を実施する。生態環境の損害賠償制度を実行する。生態環境保護計画を作成し、全国の生態環境状況を評価し、生態環境保護総合監視プラットフォームを構築する。生態文明モデルの構築、「澄んだ水と青い山こそ金山銀山」実践・イノベーション基地の建設活動を推進する。

生態環境質に対する管理の厳格化。生態環境質の持続的改善を図り、悪化を断固として食い止める。生態環境質基準を達成した地域は、それを維持し、持

継続的な改善を図る必要がある。達成していない地域の市、県レベルの政府は、2018年末までに、期限付きの達成計画を作成、実施し、上級政府に届け出を行い、かつ社会に公開する必要がある。汚染物質排出許可制度の実施を加速し、固定汚染源に対する全過程の管理及び多種の廃棄物の共制御を実施し、業界・地域・期限に基づいて汚染物質排出許可証を発行し、企業の汚染物質処理責任を明確にし、許可証発行後の監督管理と処罰を強化する。長江経済ベルト地域では、率先して河川への汚染物質の排出、排出口での排出と水域の水質の間の連動管理を実施する。2020年に、汚染物質排出許可証制度を固定汚染源環境管理の核心的な制度にし、「一証式」の管理を実現する。環境保護信用評価、強制的な情報開示、厳罰などの制度を整備する。企業の環境信用情報を全国信用信息共有プラットフォーム及び国の企業信用情報公示システムに掲載し、法律に基づいて「信用中国」というウェブサイト及び国の企業信用情報公示システムを通じて社会に公表する。上場企業、社債発行企業などの市場主体が環境情報を詳細に、迅速に、正確に開示するよう監督する。部門合同賞罰メカニズムを構築する。国の原子力安全に関する業務調整メカニズムを整備し、原子力安全業務に対する一元的な管理を強化する。

2. 生態環境保護の経済政策体系の整備。汚染防止攻略戦への予算の傾斜配分、攻略行動の課題に見合った予算投入を堅持し、財政投入を強化する。持続的な、安定した財政資金投入メカニズムを構築する。中央財政による北方地域クリーン暖房パイロット事業支援対象都市の範囲を拡大し、国有資本による汚染防止への投入を拡大する。住民の暖房用ガス・電気の価格設定メカニズム及び補助政策を一層整備する。中央財政による国の重点生態機能区、生態保護レッドライン地域など生態機能重要地域への地方交付金を増やし、引き続き中央予算内投資による重点生態機能区への支援を実施する。各省（自治区、直轄市）は、補償基準を合理的に定め、補償水準を徐々に高めていく。グリーン産業の発展に利する価格、財政、税制、投資などの政策を一層整備する。グリーン貸付、グリーン債券など金融商品の発展に力を入れる。国のグリーン発展基金を設立する。資源の節約及び生態環境保護に利する価格政策や、関連の税收優遇政策を実施する。汚染防止に従事する第三者企業に対し、ハイテク企業のレベルを参照して所得税優遇政策を実施することを検討し、「散、乱、汚」企業の総合改善対策に対する奨励政策の実施を検討する。環境汚染責任保険の発展を推進し、環境リスクの高い分野において環境汚染強制責任保険制度を構築する。生態環境対策と保護の社会化を推進する。直接投資、投資補助、運営補助などの方法を採用し、政府と民間資本の協力プロジェクトの基準化を図り、これを支援していく。政府が実施した環境パフォーマンス契約型サービスプロジェクトに対する公共財政の給付水準は対策の効果を考慮して定められる。政府がサービスを購入する形で生態環境対策と保護を実施することを奨励する。

3. 生態環境保護に関する法体系の整備。法治によって生態環境を保護し、全社会の生態環境保護に関するコンプライアンス意識を高める。グリーン生産・消費に関する法律制度の構築及び政策誘導を加速する。土壌汚染防止、固形廃棄物の汚染防止、長江の生態環境保護、海洋環境保護、国立公園、湿地、生態環境モニタリング、汚染物質の排出許可、資源の総合利用、空間計画、炭

素排出権取引の管理などに関する法律法規の制改正を加速する。国より先に、地方による生態環境保護分野における立法を奨励する。生態環境保護に関する総合的な法執行機関、公安機関、検察機関、裁判機関による情報共有、案件情報の通報、案件移送に関する制度を構築し、生態環境保護分野における民事、行政公益訴訟制度を整備し、生態環境に関わる違法犯罪行為に対する制裁と処罰を強化する。生態環境保護に関わる司法の力を強化する。生態環境保護に関わる法執行チームを統合・設立し、一元的に生態環境保護に関わる法執行を行う。生態環境保護に関わる総合的な法執行機関を政府の行政法執行機関の系列に組み入れ、法執行の規範化を図り、ユニフォーム、表示、証明書、法執行用車両と装備を統一する。

4. 生態環境保護能力の保障体制の強化。科学技術による支援を強化し、大気汚染の成因と対策、水域汚染の抑制と対策、土壌汚染防止などの重点分野における技術の難関を突破し、北京・天津・河北環境総合対策重要プロジェクトを実施し、区域的、流域的な生態環境問題に関する研究を推進する。第二回全国汚染源全数調査を実施する。ビッグデータを活用して環境容量のモニタリング・早期警報を実施する。重点区域、流域、業界において、環境と健康に関する調査を行い、リスク・モニタリング・ネットワーク及びリスク評価体系を構築する。部門・区域横断的な環境緊急時対応連携体制を構築し、全国統一の環境緊急時対応計画の電子届出システムを構築する。国は環境緊急時対応用の物資貯蔵に関するデータベースを整備する。省や市レベルの政府は、環境緊急時対応用の物資貯蔵庫を整備し、企業の環境緊急時対応用の装備や備蓄物資を備蓄体系に盛り込む。党内統治厳格化の要求事項を徹底的に守り、規範化や基準化、専門性の高い生態環境保護人材を育成し、政治意識や技能が高く、綱紀規律が厳しく、責任感が強く、特に苦勞も厭わない、実戦能力と奉仕意識の高い生態環境保護鉄軍団を育成する。省、市、県、郷など階層別の職責に応じて人員を手配し、職務を果たすためのニーズを保障し、生態環境保護の業務量に見合うよう確保する。国際交流を強化し、条約履行のための能力向上を図り、生態環境保護に関する国際的な技術交流と実務協力を推進し、原子力安全及び原子力の海外進出を支援し、2030年持続可能な発展アジェンダの実施及びグリーン「一帯一路」建設を積極的に推進する。

5. 生態環境保護に関する社会行動体系の構築。生態環境保護を国民教育体系及び党と政府幹部の研修体系に盛り込み、国及び各地の生態環境教育の施設と場所の整備を推進し、生態文化に関する啓発・普及を行う。特に党と政府機関のような公共機関は、率先して省エネ・環境保護製品を使用し、グリーン事務を推進し、省エネ型機関になることを目指す。生態環境に関するニュース公表メカニズムを構築し、各種メディアの機能を十分に発揮させる。省と市は、党機関紙、テレビ、政府のウェブサイトを通じて重大な環境問題を公表し、改善の進捗状況を報道する。政府や企業は環境社会リスクの予防と解消メカニズムを構築する。環境情報公開制度を一層改善し、重大・特大・突発環境事件に関する情報公開を強化し、住民の利益と密接に関わる重要プロジェクトについて、自発的に、迅速に情報公開を行う。2020年末までに、地区レベル以上の都市において、条件に適合する環境保護施設や都市汚水・ごみ処理施設は、社会

に開放し、一般見学を受け入れる。汚染物質排出者の主体的責任を強化する。企業は法律を厳格に遵守し、自らの環境行為の規範化を図り、資金の投入、物資の確保、生態環境保護措置及び緊急時対応といった主体的責任を明確にする。工業汚染源の排出基準全面達成計画を実施する。2018年末までに、重点汚染物質排出事業者はすべて、自動オンライン・モニタリング装置を設置し、かつ生態環境主管部門とインターネット接続し、法律に基づいて汚染物質の排出情報を公開する。2020年までに、長江経済ベルト地域における河川への汚染物質排出口に対するモニタリングを全面的に実現し、モニタリング・データを長江経済ベルト総合情報プラットフォームに導入する。環境保護に関する社会組織やボランティアの健全な発展を促進し、環境保護社会組織が法律に基づいて生態環境保護に関する公益訴訟などの活動を実施することを誘導する。国の関連規定に従い、生態環境の保護や改善に顕著な貢献をした企業と個人を表彰する。一般住民の監督、通報に対するフィードバックメカニズムを一層改善し、通報人の合法的な権益を守り、通報報奨金のための基金設置を奨励する。

新しい思想が新しい時代をリードし、新しい使命が新しい道を切り開く。習近平同志を核心とする党中央の周りに、より一層団結し、習近平新時代の中国特色のある社会主義思想を指導思想とし、初心を忘れず、使命を肝に銘じ、鋭意進取し、責任感を持ち、生態環境保護を全面的に強化し、汚染防止攻略戦を戦い抜き、小康社会の実現、中華民族の偉大なる復興の実現、中国の夢の実現に向けてたゆまず奮闘しよう。